

(健Ⅱ375)
令和3年10月29日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺弘司
(公印省略)

医療従事者のための児童虐待初期対応に関する研修について

医療従事者のための児童虐待初期対応に関する研修については、令和2年8月11日付（健Ⅱ246）にて貴会宛てご連絡申し上げております。

今般、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究」において、別添のとおり、医療従事者のための研修コンテンツが作成されたことから、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より本会に対して、周知・活用の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、別添研修コンテンツは医療従事者が児童虐待対応を行う際の具体的な方法やノウハウ等が多く含まれているため、個別的な事例等を除いた一部コンテンツのみを公開しております。利用をご検討の際にすべてのコンテンツをご覧になりたいなどのご希望がある場合は、下記連絡先までよろしくお願い申し上げます。

別添：研修コンテンツ『子ども虐待を見逃していませんか』（共通セッション、専門セッション1、専門セッション2）

参考：令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究」報告書（PwCコンサルティング合同会社）

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/trackrecord/assets/pdf/r2cc-report-24training-program-fordocors.pdf>

【お問合せ先】

PwCコンサルティング合同会社

メール：jp_cons_psy@pwc.com

ご担当者：植木氏、古屋氏、一二三氏

事 務 連 絡

令和3年10月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

医療従事者のための児童虐待初期対応に関する研修について

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

医師等の医療従事者は、診療等の機会を通じて、児童虐待の兆しや疑いを直接的に発見しやすい立場にあるため、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、地域の医療従事者を対象として、児童虐待の医学的診断や医療機関としての関わり方などについて理解を深めていただく研修が重要です。

そのため、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究（PwCコンサルティング合同会社）」において、別添のとおり、医療従事者のための研修コンテンツを受講対象者別に作成いたしました。

つきましては、研修コンテンツ及び報告書の内容について御了知いただくとともに、都道府県等が研修を実施する際にはご活用いただきますようお願いいたします。

なお、当該研修コンテンツは医療従事者が児童虐待対応を行う際の具体的な方法やノウハウ等が多く含まれており、医療従事者の具体的な対応方法等が医療従事者等の関係者以外にも幅広く知られる可能性を有することから、公開されている報告書、別添資料、PwCコンサルティング合同会社のホームページでは、個別的な事例等を除いた一部コンテンツのみを公開範囲としております。利用をご検討の際にすべてのコンテンツをご覧になりたいなどのご希望がある場合は、下記連絡先もしくは利用申込みウェブページよりPwCコンサルティング

グ合同会社へお問い合わせをお願いいたします。

別 添：研修コンテンツ『子ども虐待を見逃していませんか』

(共通セッション、専門セッション1、専門セッション2)

参 考：令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための児童虐待初期対応研修の在り方に関する調査研究」報告書

(PwCコンサルティング合同会社)

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/r2cc-report-24training-program-for-doctors.pdf>

利用申込みウェブページ

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2021/webcast210122.html>

PwCコンサルティング合同会社

【お問合せ先】

メール：jp_cons_psy@pwc.com

ご担当者：植木氏、古屋氏、一二三氏

共通セッション 虐待から子どもたちを守るために ～私たち医療者にできること～

執筆者と本コンテンツについて

木下あゆみ

国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター
小児アレルギー科医長 育児支援対策室長

【本コンテンツについて】

この研修スライドは、厚生労働省補助事業 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための初期対応研修に関する調査研究」において作成されました。研修を通して、日常の診療や健診の中で「何かおかしい」と感じられること、さらに関連機関への連携など、子ども虐待対応の最初の一步を学んで頂きますと幸いです。

【プログラム委員】

秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック 院長
安 炳文	京都第一赤十字病院第二救急科 部長
内ヶ崎 西作	日本大学医学部 社会医学系 法医学分野 准教授
尾形 花菜子	横浜市戸塚区福祉保健センターこども家庭支援課 担当係長
木下 あゆみ	四国こどもとおとなの医療センター小児アレルギー内科 医長 育児支援対策室長
佐藤 拓代	公益社団法人母子保健推進会議 会長
田崎 みどり	港区児童相談所設置準備担当部長
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事
都築 民幸	日本歯科大学 生命歯学部 歯科法医学講座 教授
岩原 香織	日本歯科大学 生命歯学部 歯科法医学講座 准教授
羽根 司人	公益社団法人日本歯科医師会 地域保健委員会 委員長

Agenda

1. 子ども虐待とは
2. 気になる親子を見つけたら ～子ども虐待対応の流れ～
3. 関係機関への虐待通告後の流れと多機関連携

3

研修の対象と目的

本研修の対象

- すべての医療者
(小児科／産婦人科／内科／皮膚科・眼科・耳鼻科・整形外科を含む外科系診療科／精神科／歯科などあらゆる診療科)
- 親子に関わる支援者

本研修の目的

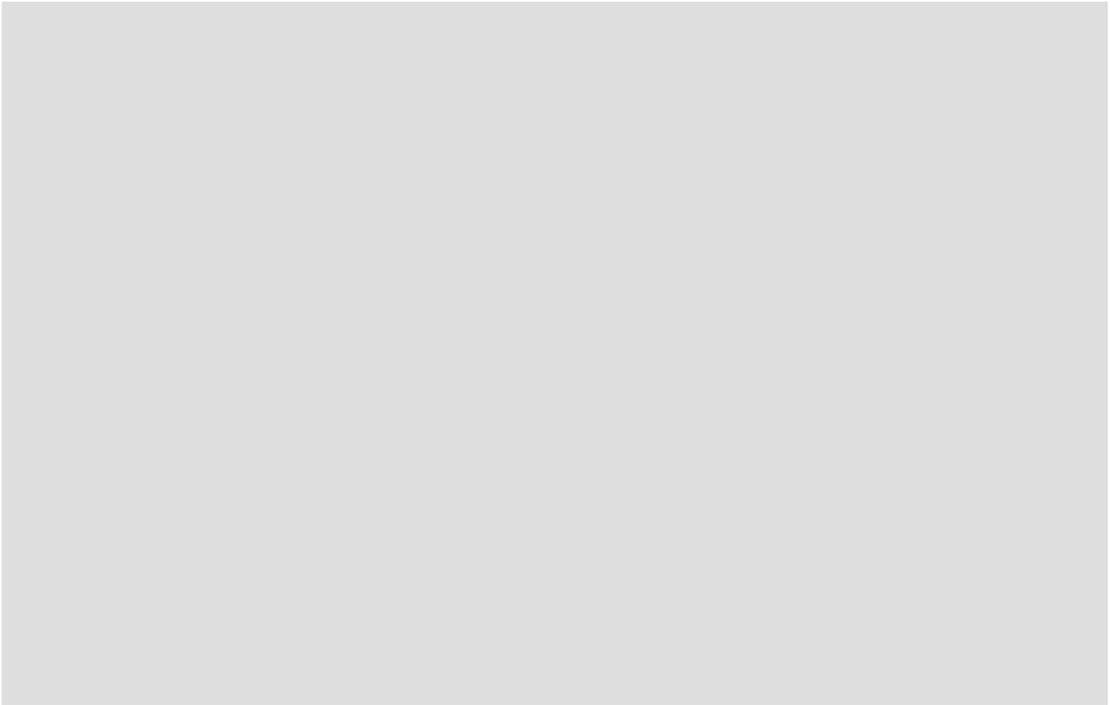
- 子ども虐待を知る
- 子ども虐待に気づく
- 私たちが何をすべきかを学ぶ

4

1

子ども虐待とは

突然ですが...



6

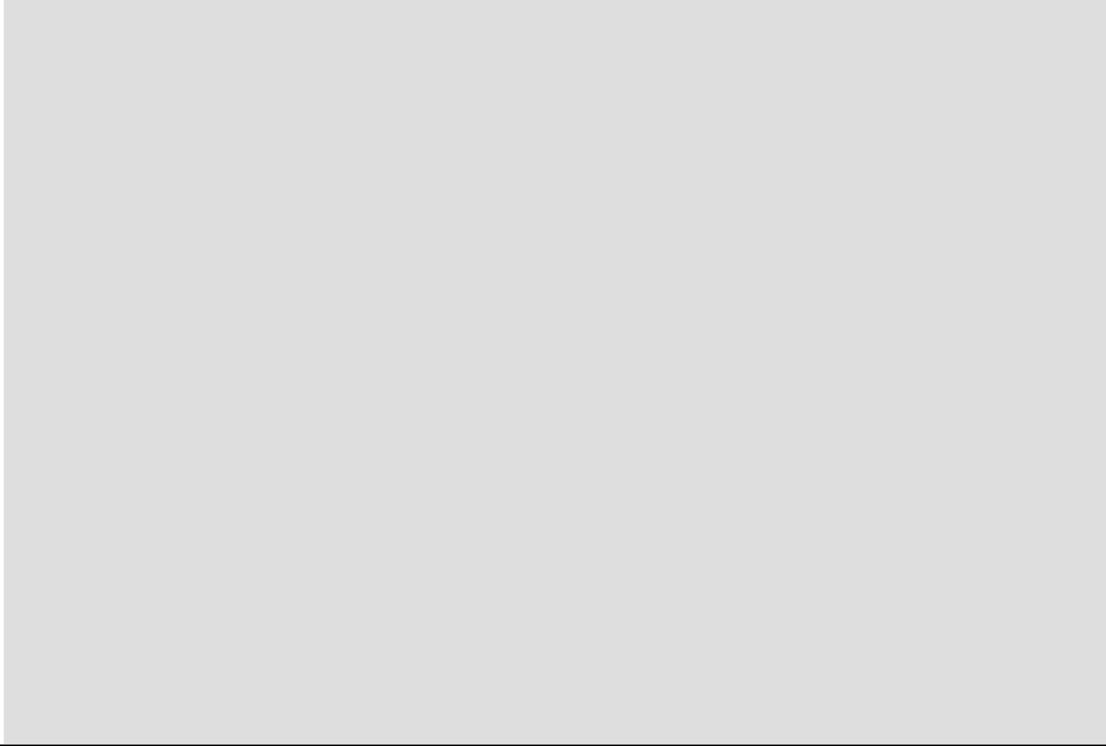
この子達、その後どうなったのでしょうか？

7

この子達の結末

8

子ども虐待のリスク要因



子ども虐待の定義

「児童虐待」とは、養育者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

1 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。

3 ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による1,2,4と同様の行為の放置その他の養育者としての監護を著しく怠ること。

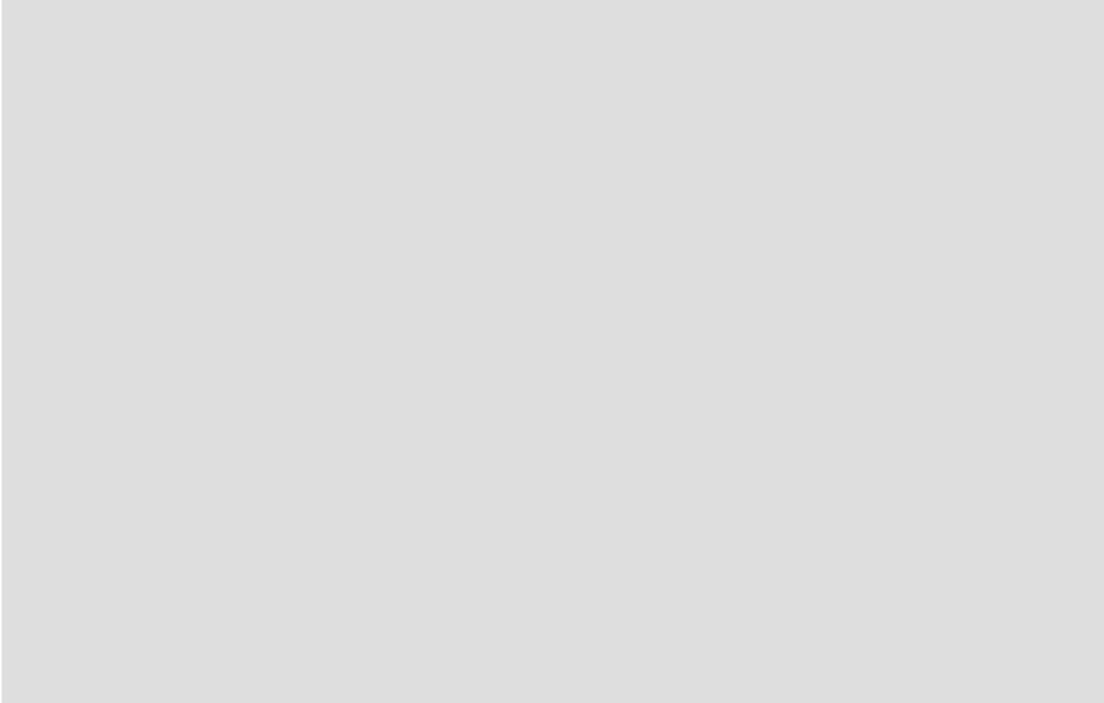
4 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

出典：児童虐待の防止等に関する法律第2条を参考に作成

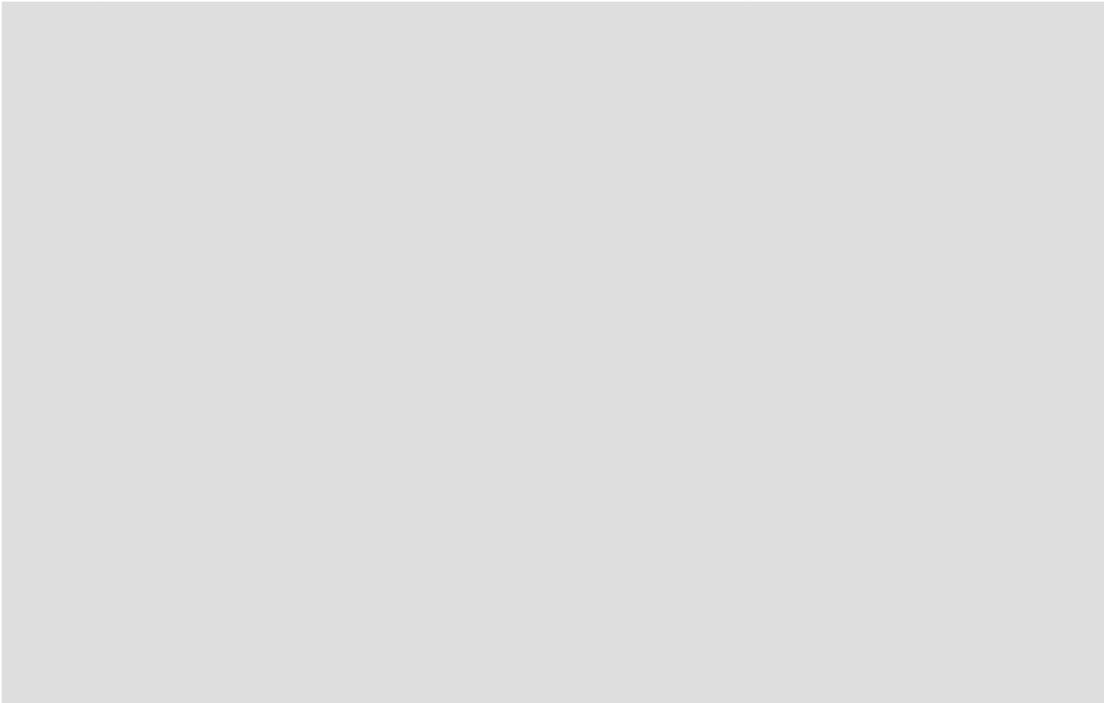
養育者の意図ではなく、子どもの側に立って判断するもの虐待を含む概念に「マルトリートメント(不適切養育)」もある ¹⁰

日頃の診療の中でなんとなく「気になる」ケース



11

日頃の診療の中でなんとなく「気になる」ケース



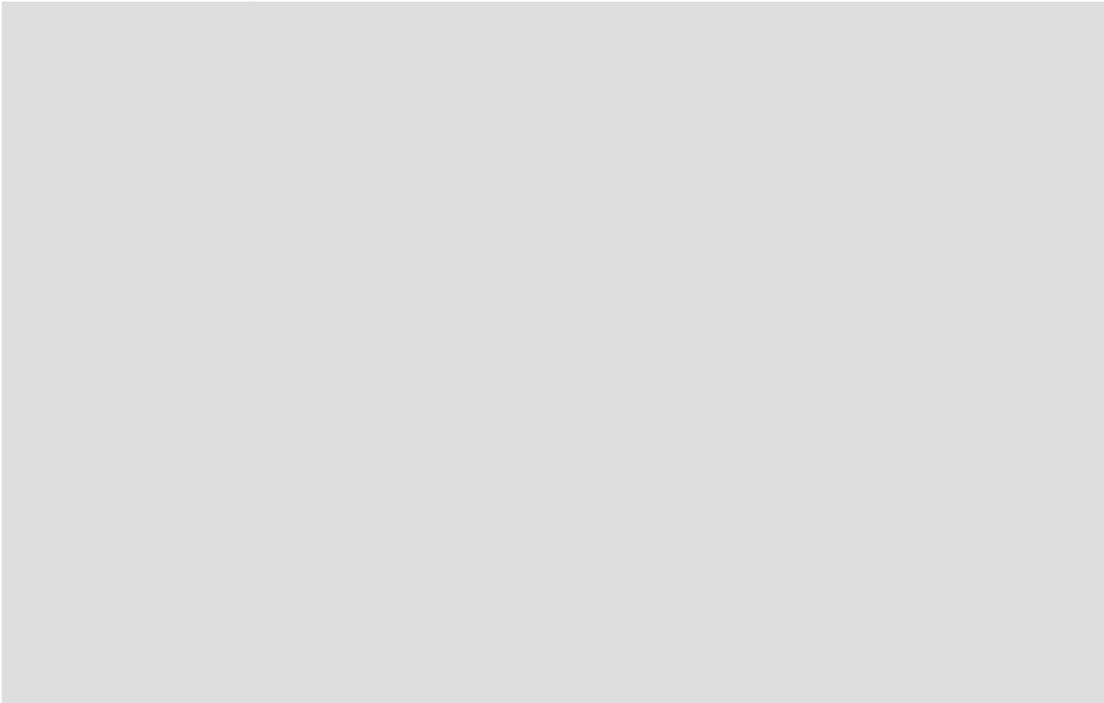
12

気になる ①キズ、アザ



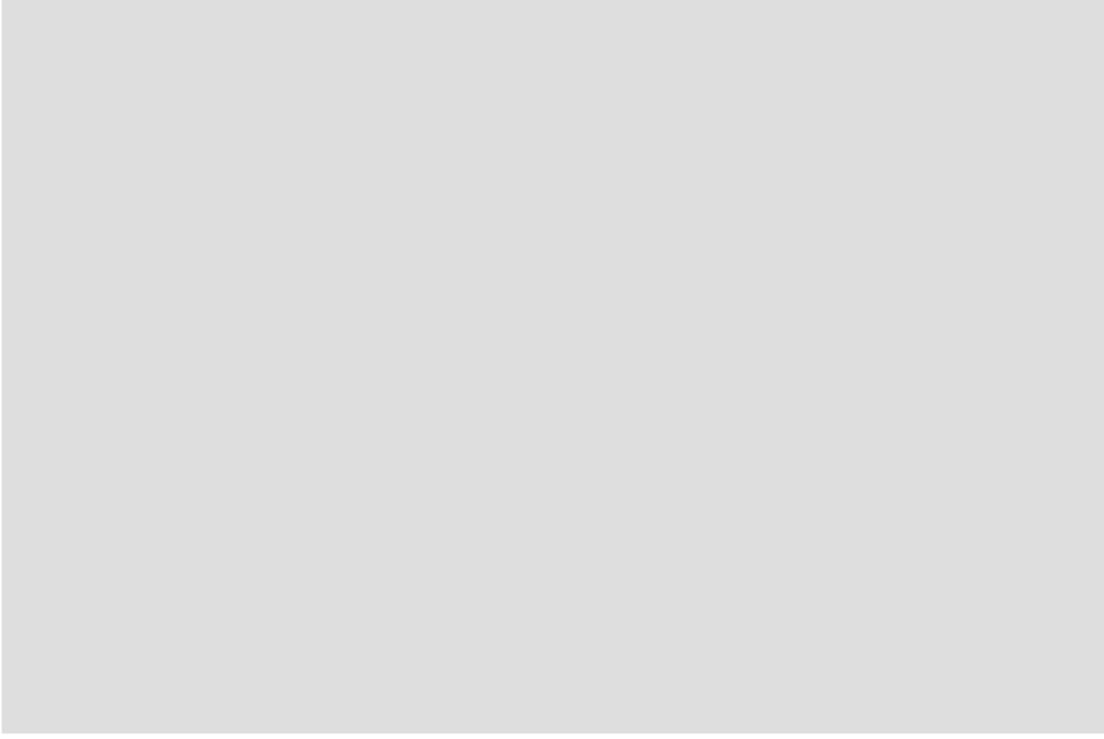
13

気になる ②むし歯・歯の外傷、これらの痕跡

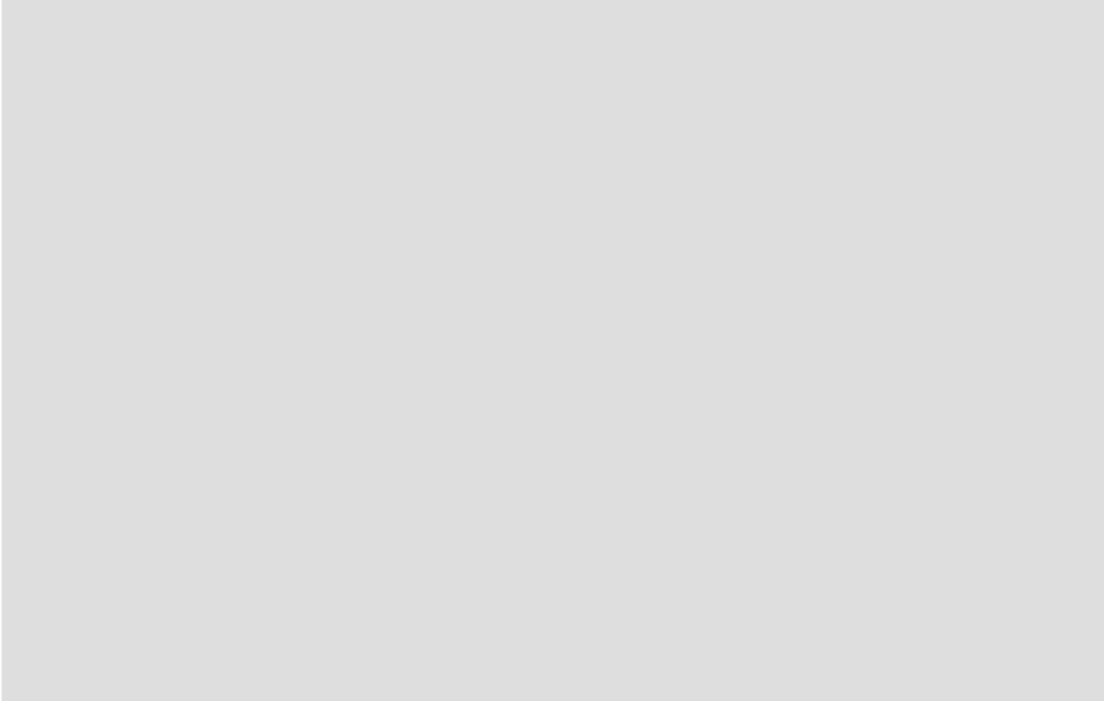


14

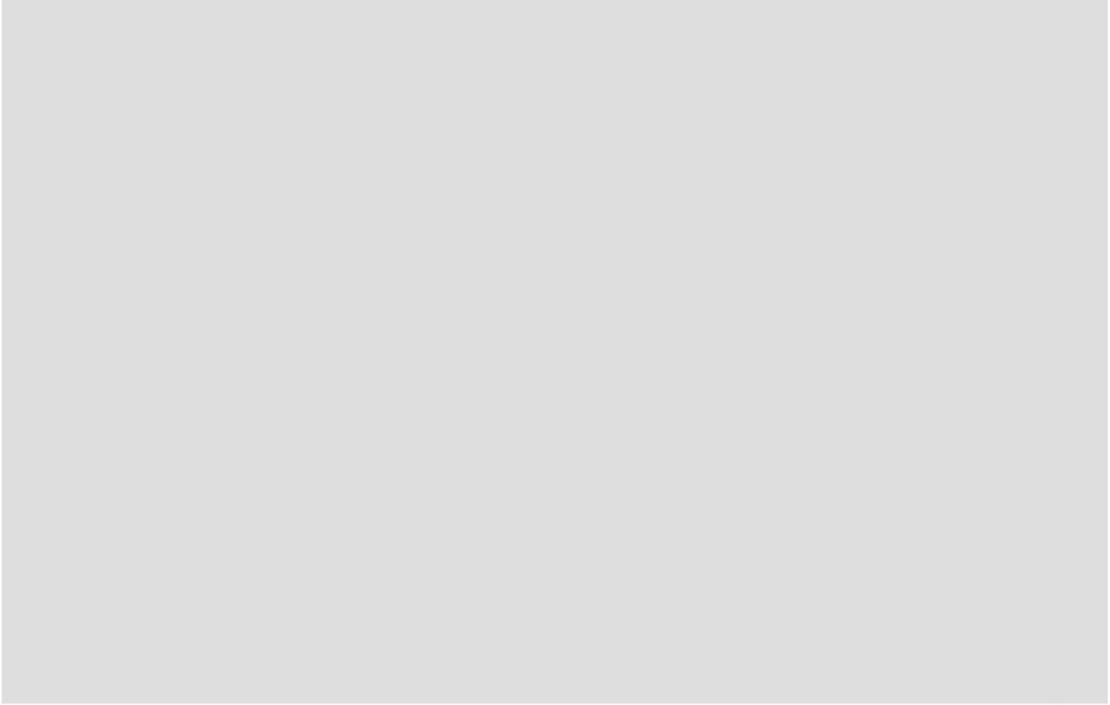
気になる ③小さい気がする



気になる ④親子関係

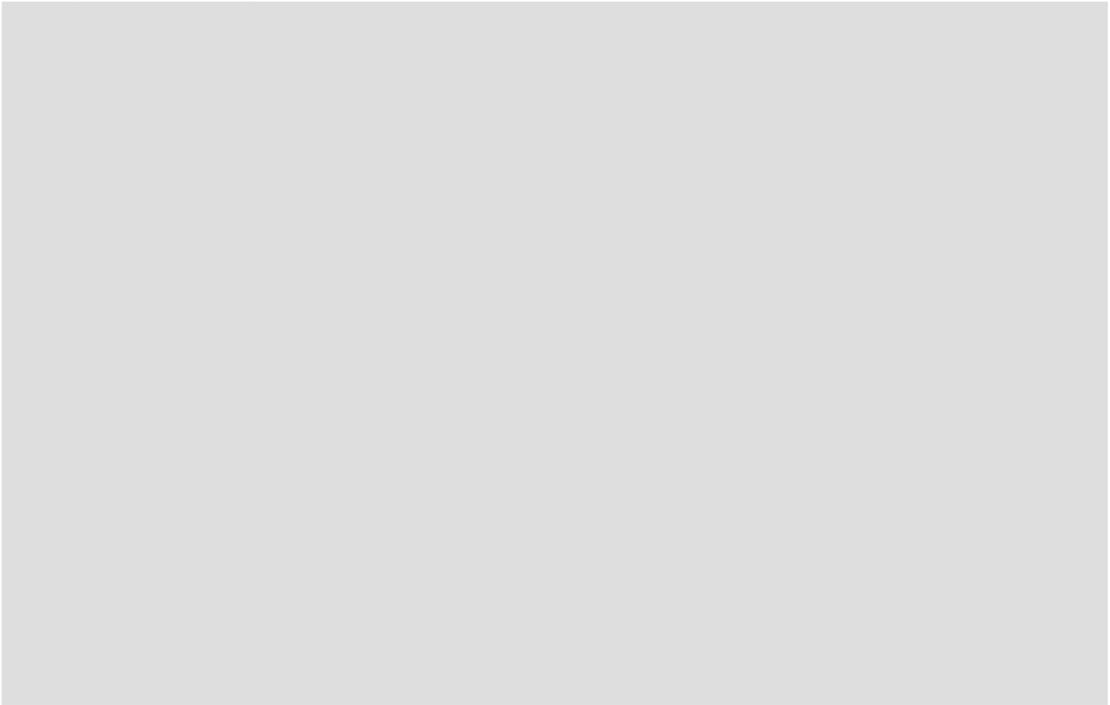


気になる ⑤親の様子



17

気になる ⑥妊婦

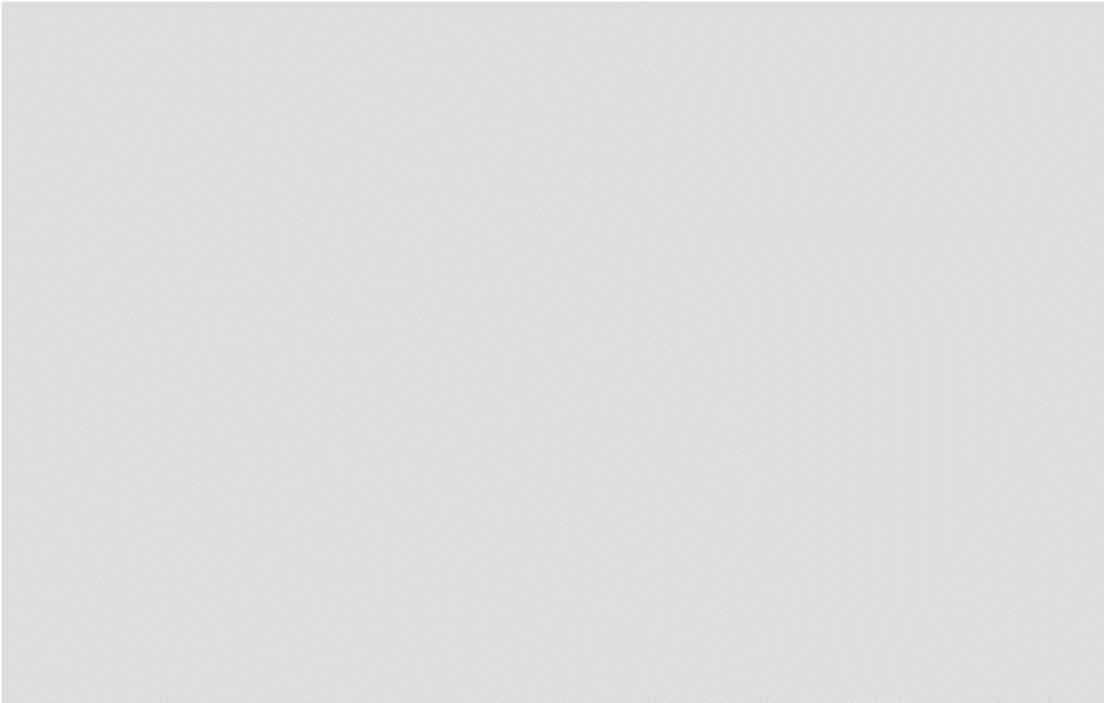


18

2

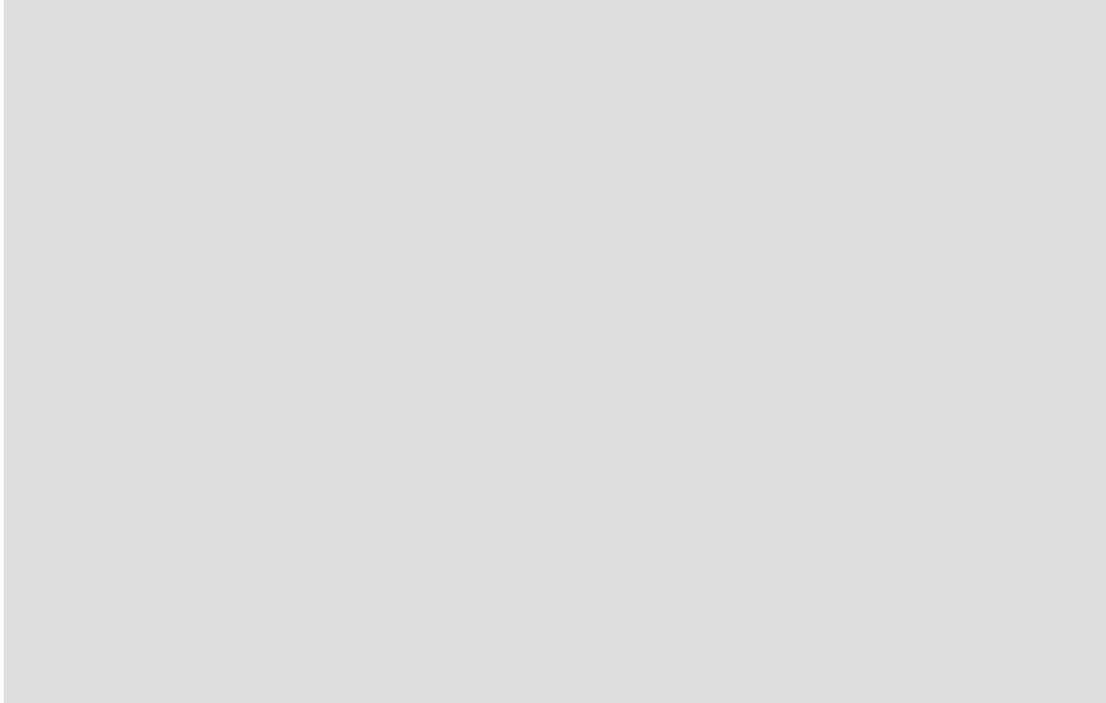
気になる親子を見つけたら
～子ども虐待対応の流れ～

事例：赤ちゃんのやけど (1)概要



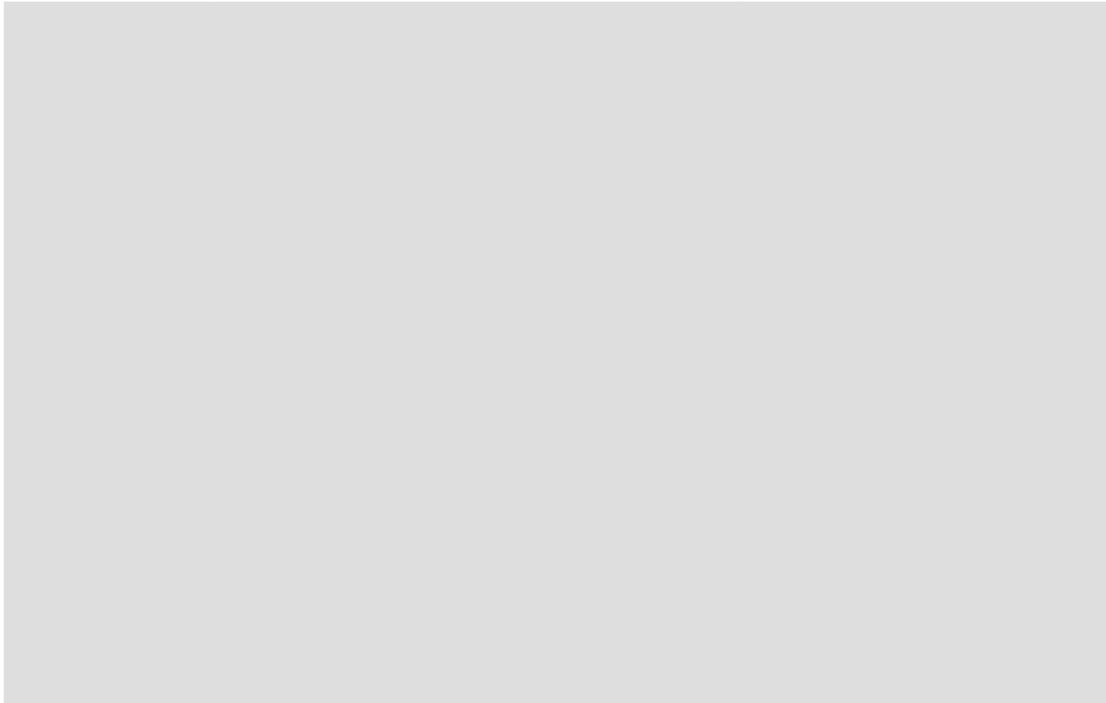
20

事例：赤ちゃんのやけど (2)連携の流れ



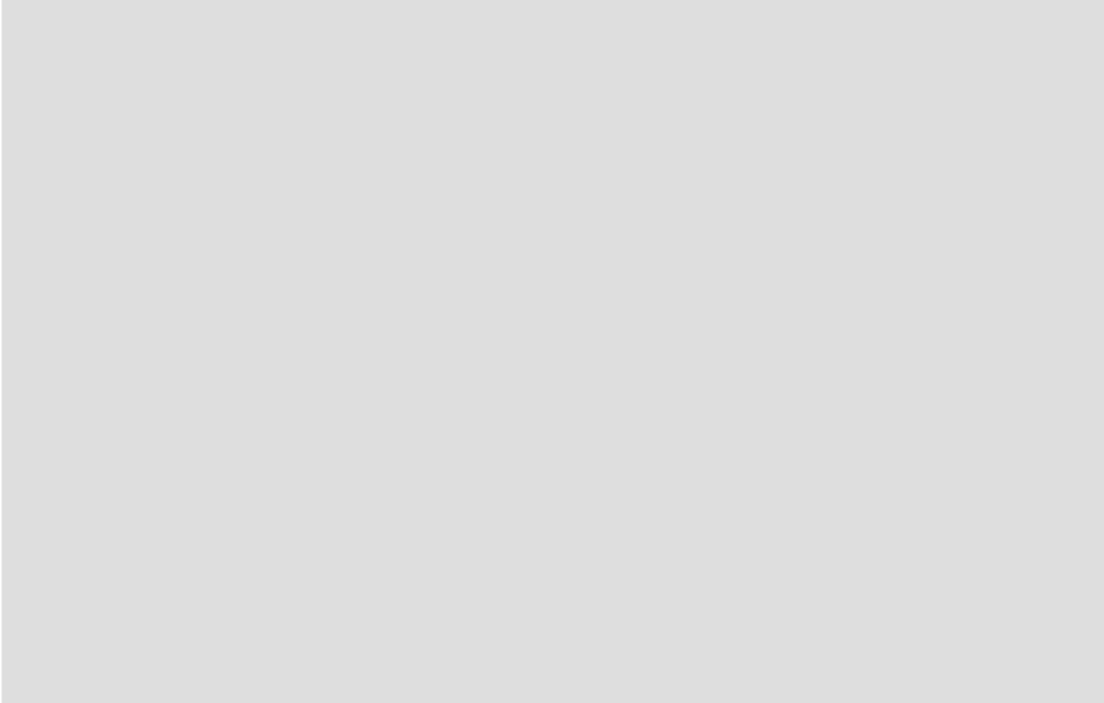
21

事例：赤ちゃんのやけど (3)行われた支援



22

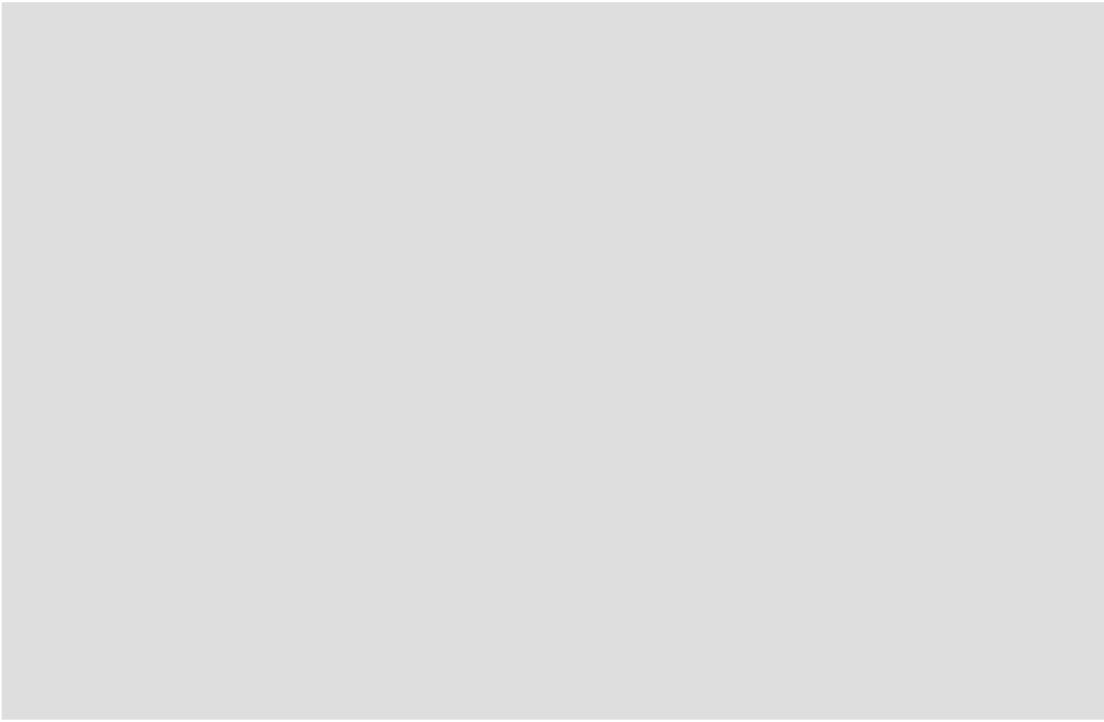
虐待はスペクトラム



3

関係機関への虐待通告後の
の流れと多機関連携

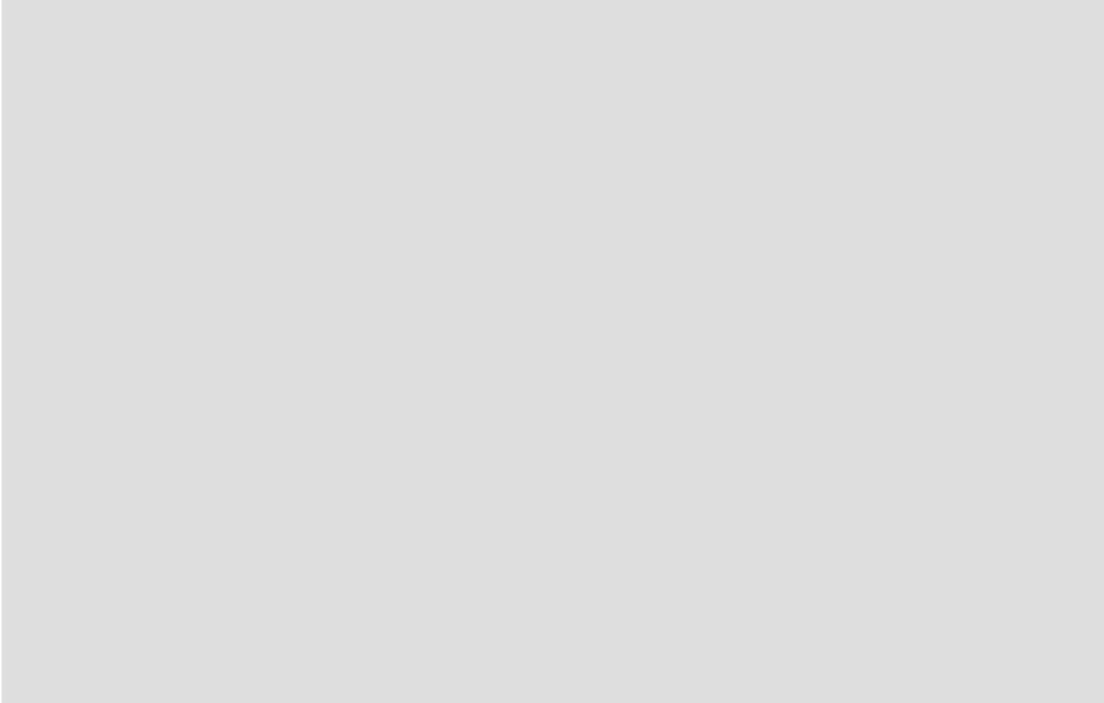
通告をためらわないために



通告の根拠となる法律

- * 児童福祉法 第25条
すべての国民に要保護児童を発見した際の通告義務
- * 児童虐待の防止等に関する法律 第5条
医師などへの早期発見の努力義務
- * 同 第6条
医師等には疑い例であっても通告義務がある
虐待通告に関しては守秘義務違反に当たらない
- * 個人情報保護法 第23条
法令に基づく虐待通告は第三者に個人データを提供可能
児童の健全育成のために特に必要な場合、
同意が困難であっても個人データを第三者に提供可能

通告は『支援の入り口』



27

院内虐待対応チーム(CPT(Child Protection Team))とは

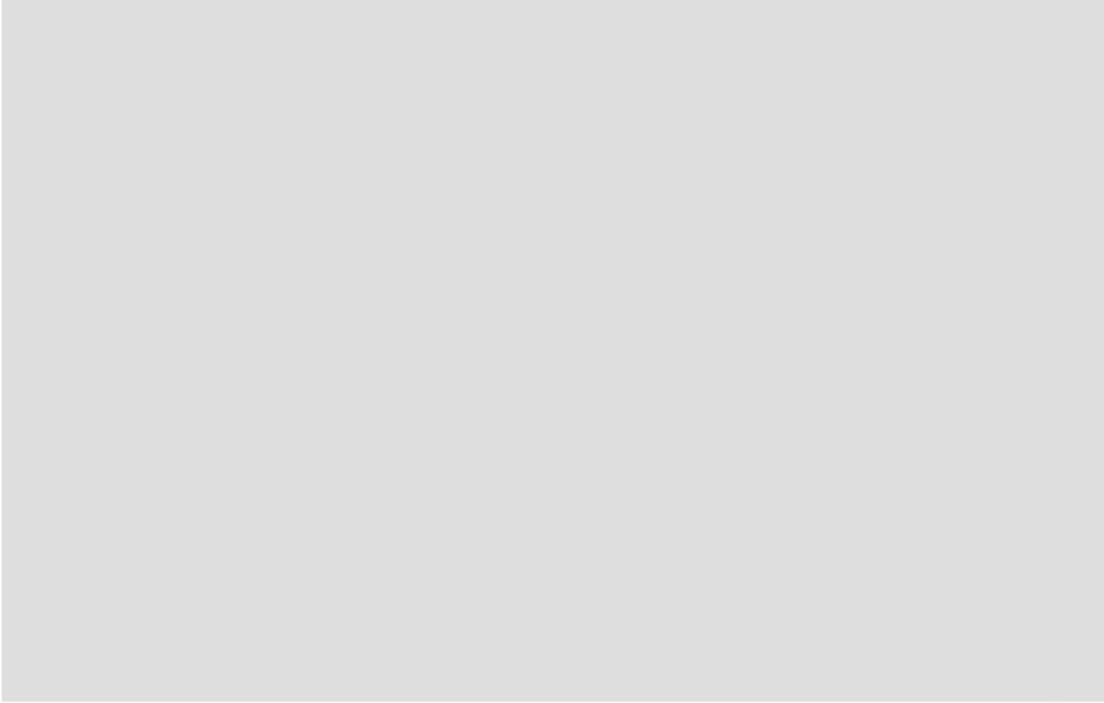
通常の患者－医療者関係と異なる対応が必要となるため、虐待対応を主治医個人ではなく病院内に設置したチームとして対応するもの



小児科の入院施設がある基幹病院の多くにCPTが設置されています。児童相談所や市区町村に通告してもいいのか迷う場合はCPTに相談・紹介していただいてもかまいません。

28

CPTがある基幹病院に繋ぐために



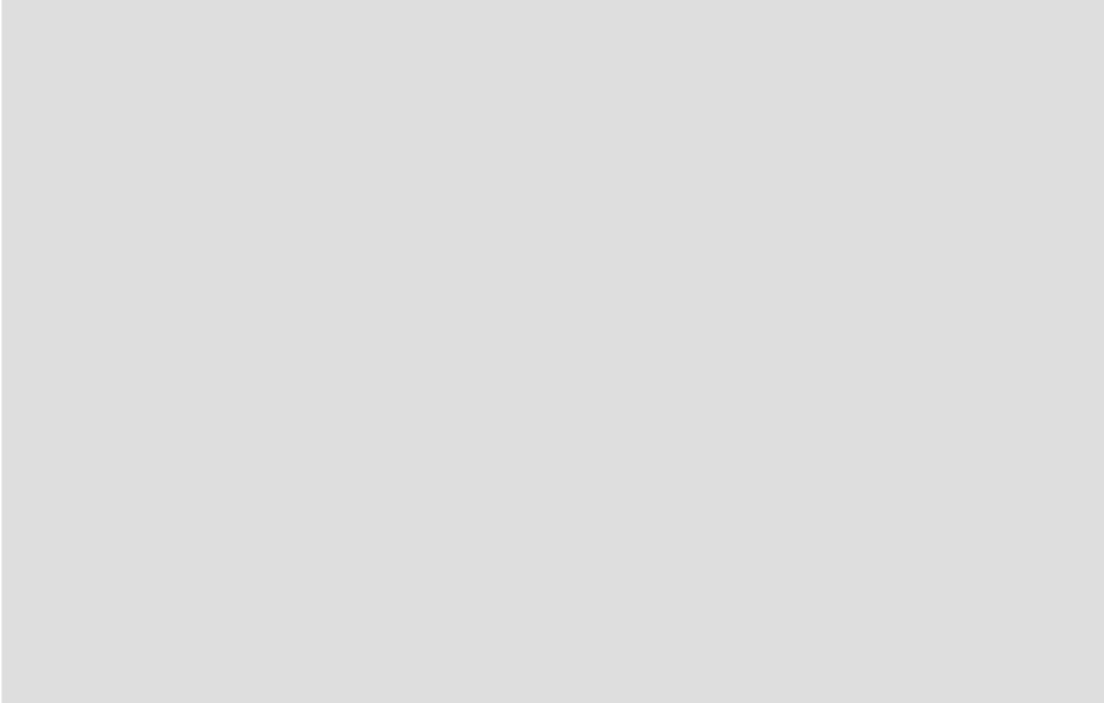
29

子ども虐待を通告するとき



30

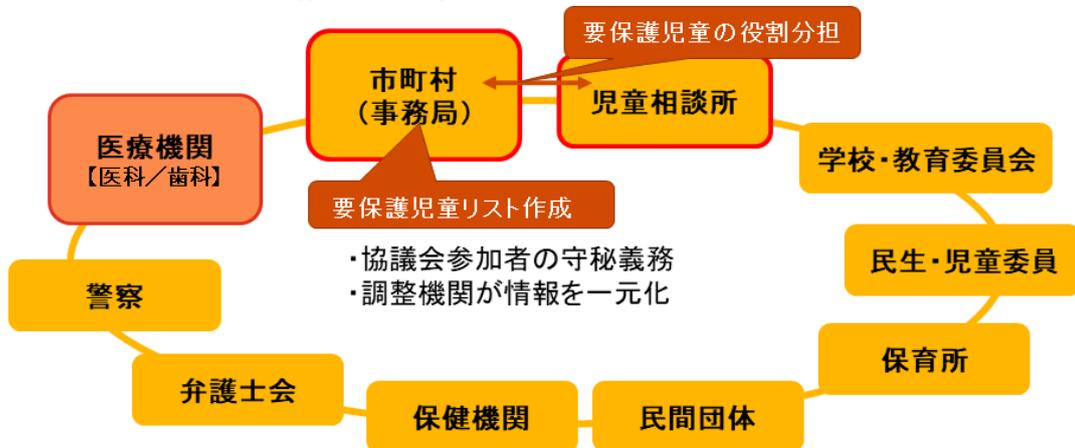
通告後の流れ



31

通告後の支援ネットワーク

- 市町村が**要保護児童対策地域協議会**（子どもを守る地域ネットワーク）を設置し、事務局（調整機関）となって支援を行う。
- 要保護児童とは養育者のない児童又は養育者に監護させることが不適當であると認められる児童
- 関係機関で要保護児童の情報共有と支援の協議を行う。



出典：厚生労働省「『要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル』の公表について」を参考に作成

32

まとめ

1人でも多くの子どもたちを救うために
私たち医療者ができること

意識

子ども虐待は身近に存在する

子ども虐待を考える際はチャイルドファースト！

行動

子ども虐待の可能性を
常に念頭において診察を行う

子ども虐待を疑った場合には、
速やかに児童相談所・市町村に**通告し、**
支援につなぐ

33

参考文献

奥山真紀子研究代表者(2009)「厚生労働省科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業 子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究」分担研究「虐待対応連携における医療機関の役割(予防、医学的アセスメントなど)に関する研究」

厚生労働省(2007)「『要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル』の公表について」

厚生労働省(2013)「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」

厚生労働省「児童虐待の定義と現状」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html
(参照2020.3.23)

厚生労働省「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html
(参照2020.3.23)

日本子ども虐待医学会「一般医療機関における子ども虐待初期対応ガイド」

日本小児科学会(2014)「子ども虐待診療の手引き(第2版)」

日本小児内分科学会「成長評価用チャート・体格指数計算ファイル」

34

注意事項

- 本資料に掲載されている情報(以下「本情報」)は、令和3年3月31日時点における情報であり、その後の法改正または実務の変更等に基づく最新の情報を網羅的に反映しているものではありません。
- 本資料の内容、構成およびデザイン等は、予告なく変更または削除することがあります。
- 本資料は、PwCコンサルティング合同会社(以下「PwC」)が定める方法により事前に利用申請を行い、PwCの承諾を得た場合を除き、目的および手段のいかんを問わず利用することを禁止します。
- 本資料の内容に関する執筆者およびPwCの知的財産権は、著作権法およびその他関連法令により保護されています。執筆者およびPwCの事前の承諾なく、内容の変更、複製および公衆送信等の利用を行わないようお願いいたします。また、執筆者またはPwCが本資料をウェブサイト上へ掲載した場合でも、当該行為により、執筆者またはPwCによる本資料に関する知的財産権の譲渡または処分等が行われるものではありません。
- 本情報の提供は、医師や歯科医師による診療行為等の提供を行うものではなく、かつ確定的な法的判断等を提供するものではありません。内容にご不明な点などございましたら、医師および弁護士等の専門家にご相談ください。
- 本情報を提供するにあたり、PwCは、本情報の内容の正確性および確実性を何ら保証するものではありません。PwCは、本資料の読者および利用者が、本情報に依拠し、または本資料を利用することから生じるいかなる損害や損失についても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負うものではありません。

35

Thank you

専門セッション1 虐待に気付くために ...もうすこし詳しく... ～診療へのサポート～

執筆者と本コンテンツについて

内ヶ崎西作

日本大学 医学部
社会医学系法医学分野 診療教授

【本コンテンツについて】

この研修スライドは、厚生労働省補助事業 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための初期対応研修に関する調査研究」において作成されました。研修を通して、日常の診療や健診の中で「何かおかしい」と感じられること、さらに関連機関への連携など、子ども虐待対応の最初の一步を学んで頂けると幸いです。

【プログラム委員】

秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック 院長
安 炳文	京都第一赤十字病院第二救急科 部長
内ヶ崎 西作	日本大学医学部 社会医学系 法医学分野 診療教授
尾形 花菜子	横浜市戸塚区福祉保健センター ども家庭支援課 担当係長
木下 あゆみ	四国こどもとおとなの医療センター 小児アレルギー内科 医長 育児支援対策室長
佐藤 拓代	公益社団法人母子保健推進会議 会長
田崎 みどり	港区児童相談所設置準備担当部長
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事
都築 民幸	日本歯科大学 生命歯学部 歯科法医学講座 教授
岩原 香織	日本歯科大学 生命歯学部 歯科法医学講座 准教授
羽根 司人	公益社団法人日本歯科医師会 地域保健委員会 委員長

38

Agenda

1. 頭の片隅に入れておいて欲しい病態
2. 虐待・ネグレクトを疑った時の診療の実際

39

1

頭の片隅に 入れておいて欲しい病態

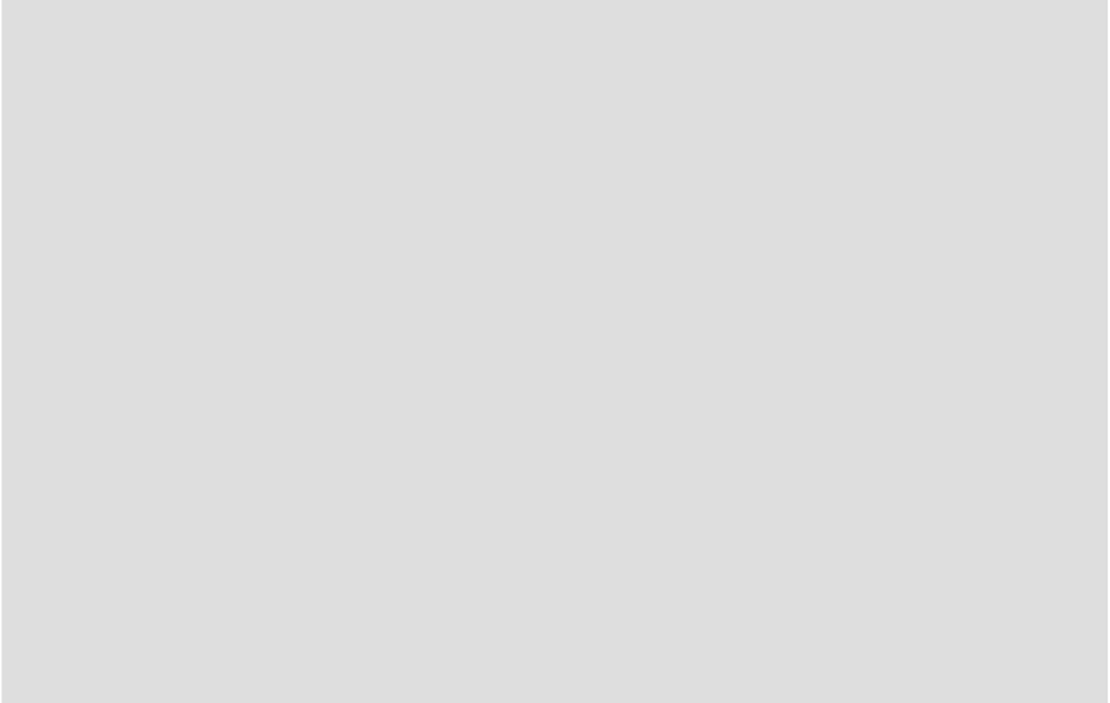
- ✓ 虐待による頭部外傷
- ✓ 医療ネグレクト
- ✓ 代理によるミュンヒハウゼン症候群
- ✓ 性的虐待

医療者として知っておきたい病態



41

医療者として知っておきたい病態



42

医療者として知っておきたい病態



医療者として知っておきたい病態



医療者として知っておきたい病態



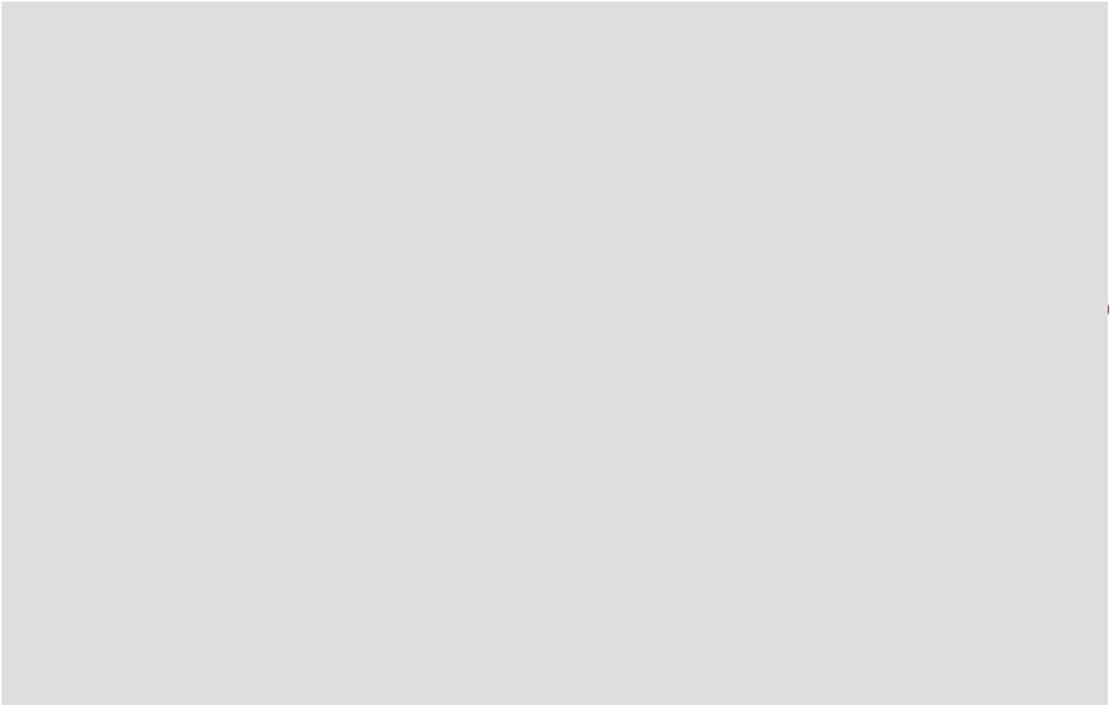
2 虐待を疑った時の 診療の実際

問診の実際



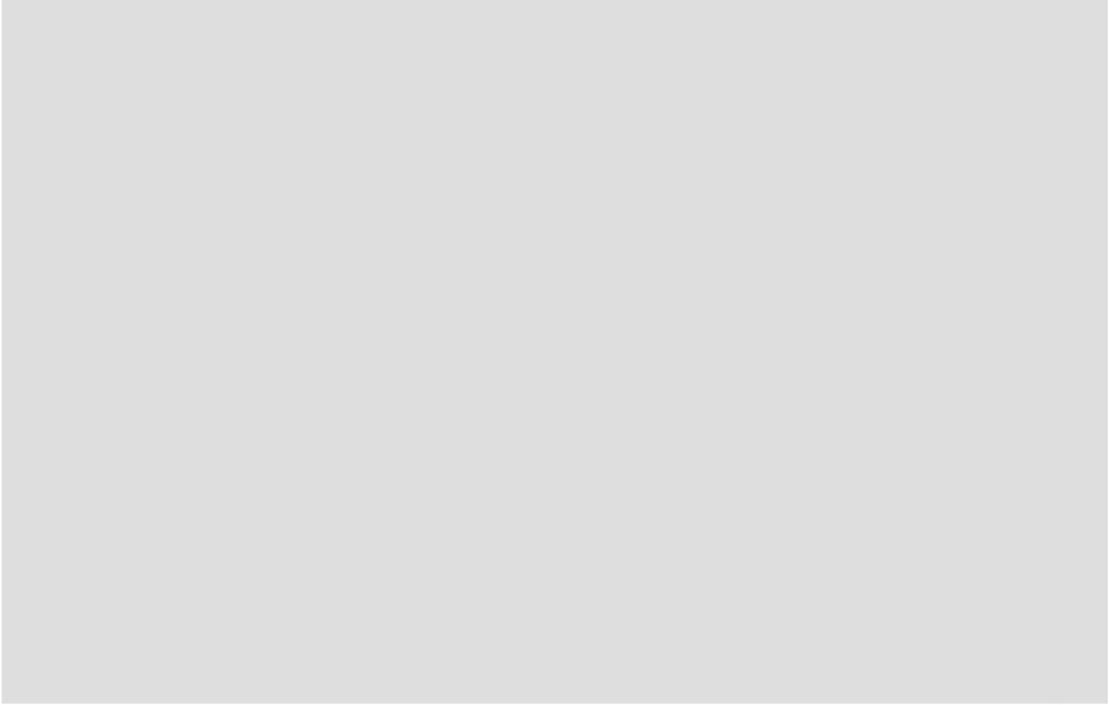
47

問診の実際



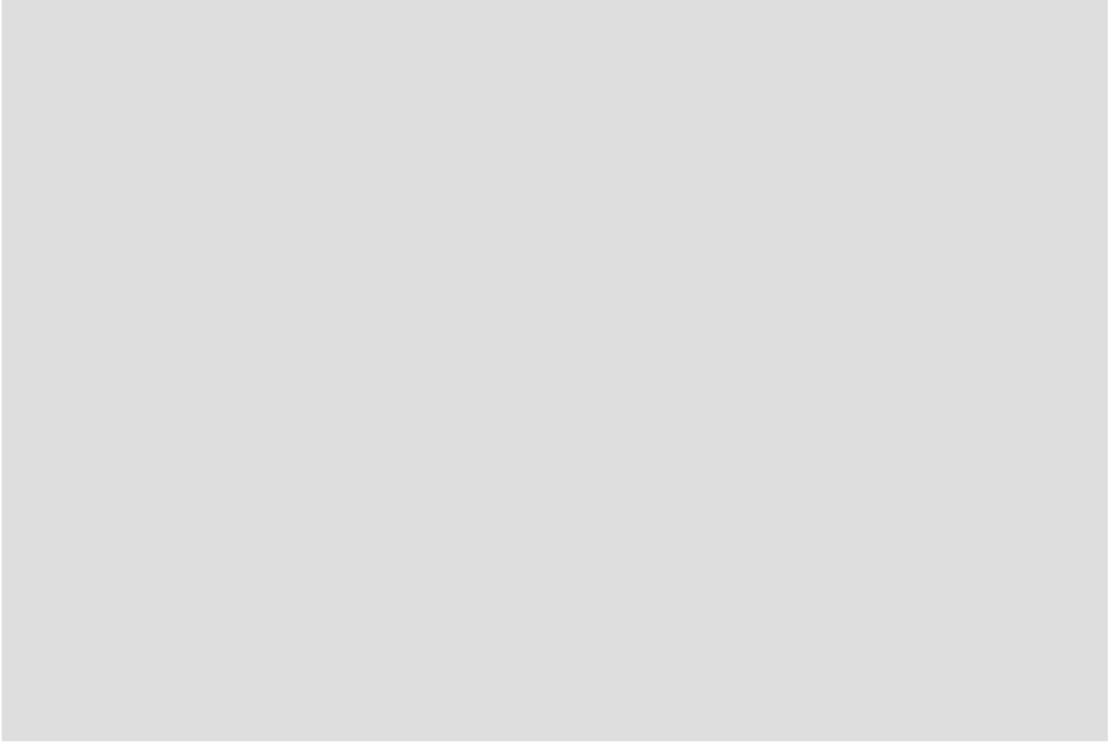
48

問診の実際

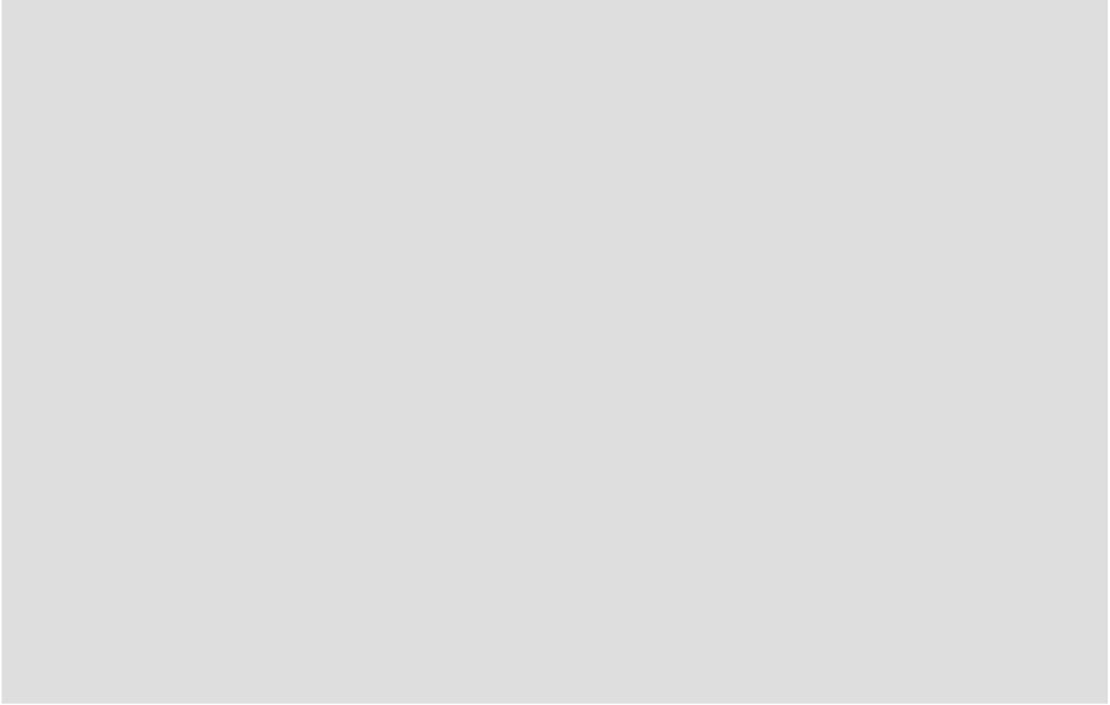


49

体表の所見の記録

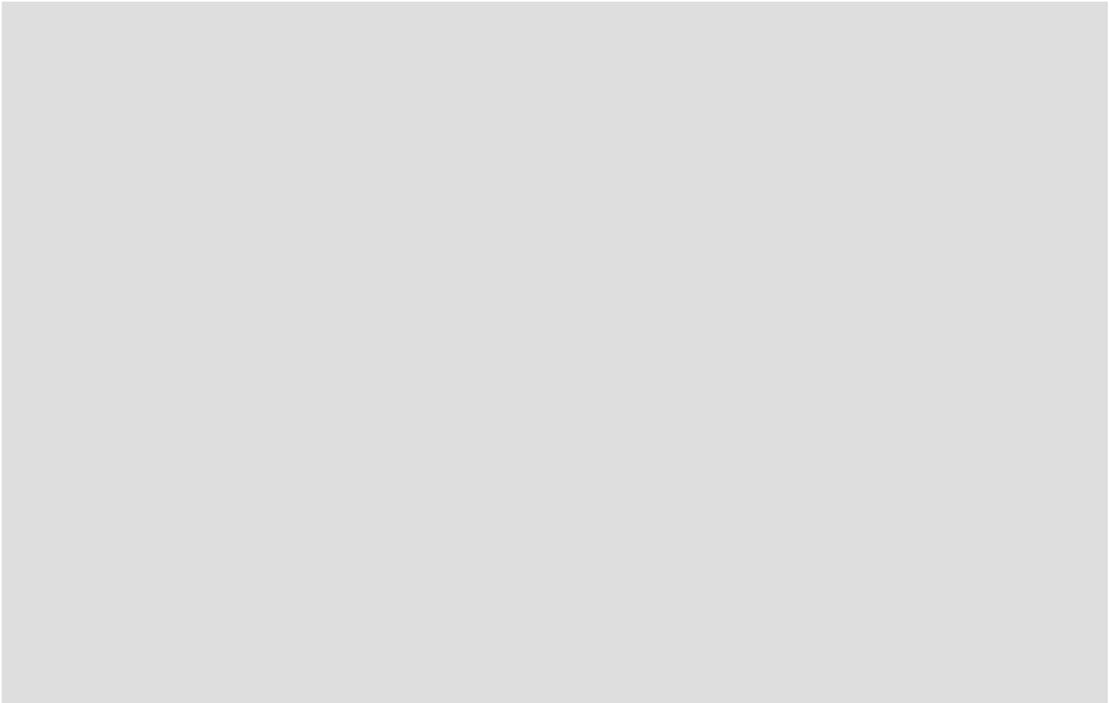


レントゲンの重要性



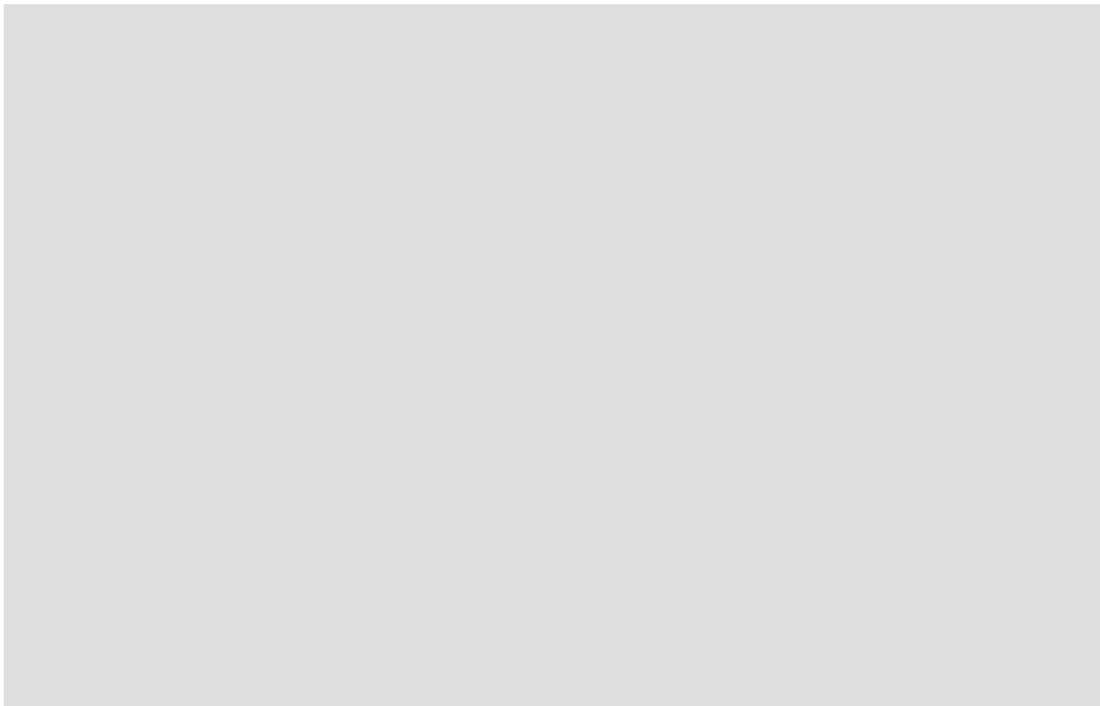
51

レントゲンの重要性



52

カルテの開示について



53

注意事項

- 本資料に掲載されている情報(以下「本情報」)は、令和3年3月31日時点における情報であり、その後の法改正または実務の変更等に基づく最新の情報を網羅的に反映しているものではありません。
- 本資料の内容、構成およびデザイン等は、予告なく変更または削除することがあります。
- 本資料は、PwCコンサルティング合同会社(以下「PwC」)が定める方法により事前に利用申請を行い、PwCの承諾を得た場合を除き、目的および手段のいかんを問わず利用することを禁止します。
- 本資料の内容に関する執筆者およびPwCの知的財産権は、著作権法およびその他関連法令により保護されています。執筆者およびPwCの事前の承諾なく、内容の変更、複製および公衆送信等の利用を行わないようお願いいたします。また、執筆者またはPwCが本資料をウェブサイト上へ掲載した場合でも、当該行為により、執筆者またはPwCによる本資料に関する知的財産権の譲渡または処分等が行われるものではありません。
- 本情報の提供は、医師や歯科医師による診療行為等の提供を行うものではなく、かつ確定的な法的判断等を提供するものではありません。内容にご不明な点などございましたら、医師および弁護士等の専門家にご相談ください。
- 本情報を提供するにあたり、PwCは、本情報の内容の正確性および確実性を何ら保証するものではありません。PwCは、本資料の読者および利用者が、本情報に依拠し、または本資料を利用することから生じるいかなる損害や損失についても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負うものではありません。

54

Thank you

専門セッション2
歯科だからできること
～親子へのサポート～

執筆者について

執筆

岩原香織

日本歯科大学 生命歯学部
歯科法医学講座 准教授

都築 民幸

日本歯科大学 生命歯学部
歯科法医学講座 教授

羽根 司人

公益社団法人日本歯科医師会
地域保健委員会 委員長

監修

山本 秀樹

公益社団法人日本歯科医師会
常務理事

57

本コンテンツについて

【本コンテンツについて】

この研修スライドは、厚生労働省補助事業「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「医療従事者のための初期対応研修に関する調査研究」において作成されました。研修を通して、日常の診療や健診の中で「何かおかしい」と感じられること、さらに関連機関への連携など、子ども虐待対応の最初の一步を学んで頂けますと幸いです。

【プログラム委員】

秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック 院長
安 炳文	京都第一赤十字病院第二救急科 部長
内ヶ崎 西作	日本大学医学部 社会医学系 法医学分野 准教授
尾形 花菜子	横浜市戸塚区福祉保健センターこども家庭支援課 担当係長
木下 あゆみ	四国子どもとおとなの医療センター小児アレルギー内科 医長
	育児支援対策室長
佐藤 拓代	公益社団法人母子保健推進会議 会長
田崎 みどり	港区児童相談所設置準備担当部長
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事
都築 民幸	日本歯科大学 生命歯学部 歯科法医学講座 教授
岩原 香織	日本歯科大学 生命歯学部 歯科法医学講座 准教授
羽根 司人	公益社団法人日本歯科医師会 地域保健委員会 委員長

58

Agenda

1. 子ども虐待とは
2. 子ども虐待のリスク要因
3. 歯科医療従事者ができること

59

1

子ども虐待とは

1. 子ども虐待の定義

「児童虐待」とは、養育者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

1 身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 頭部顔面、口唇、小帯の損傷、歯の破折、脱臼、これらの痕跡
2 性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。 咬傷や吸引痕、STDによる口腔粘膜の病態
3 ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による1,2,4と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 多数のう歯、未処置のう歯、感染症
4 心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 歯科治療恐怖症

出典：児童虐待の防止等に関する法律第2条を参考に作成

養育者の意図ではなく、子どもの側に立って判断するもの

↳ **明らかな虐待、ネグレクトと判断できない場合、
「マルトリートメント」という概念で評価する。**

61

2. マルトリートメント

マルトリートメントは、「大人の子どもに対する不適切な関わり」と定義されています。WHOは、すべての虐待、過怠、商業的その他の搾取、子どもの健康、生存、発達、または尊厳に、実際、または潜在的に危害をもたらすものと定義しています。

被虐待児	18歳未満の子ども
虐待者	大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ15歳以上）、養育者に限定しない
行為	身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅し、性的行為の強要など
状態	明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態

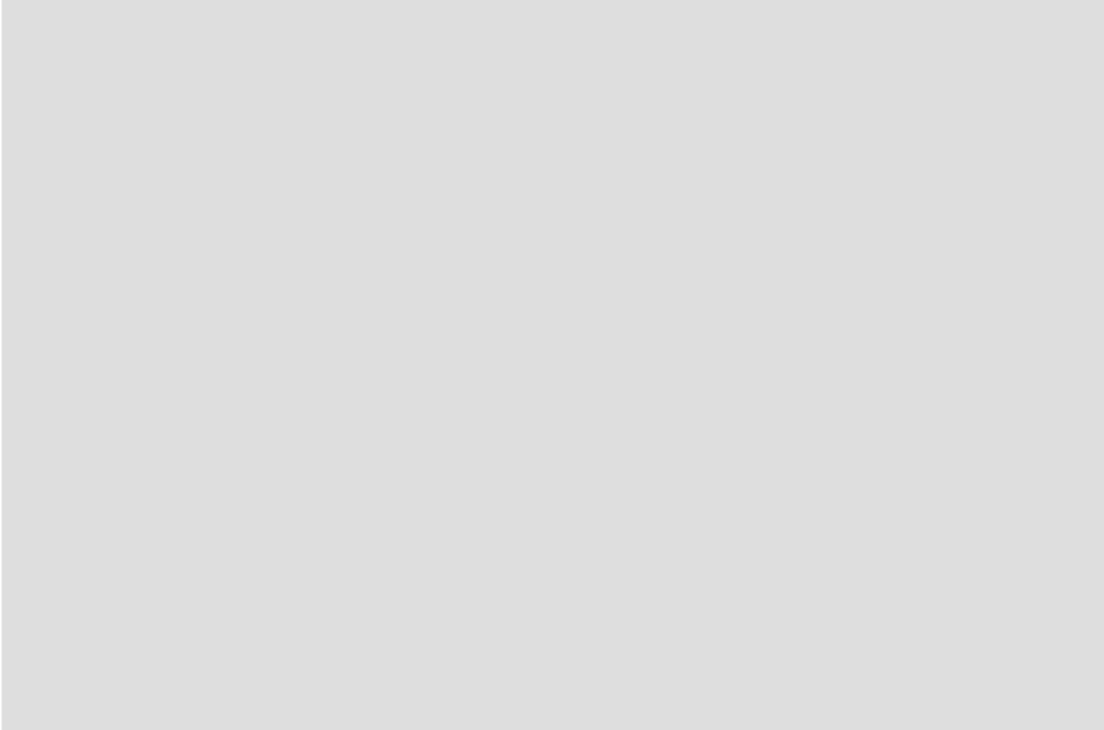
出典：高橋重宏他、子ども虐待，中央法規，2008，6-7. を参考に作成

養育者の意図ではなく、子どもの側に立って判断するもの

↳ **子どもの健康が危機的状態にあるもの、また、（あざや骨折が生じていなくても）その恐れがあるもの
加害者の動機は含まれない（「嫉：しつけ」でも）**

62

3. 身体的虐待・ネグレクトの歯科所見の例

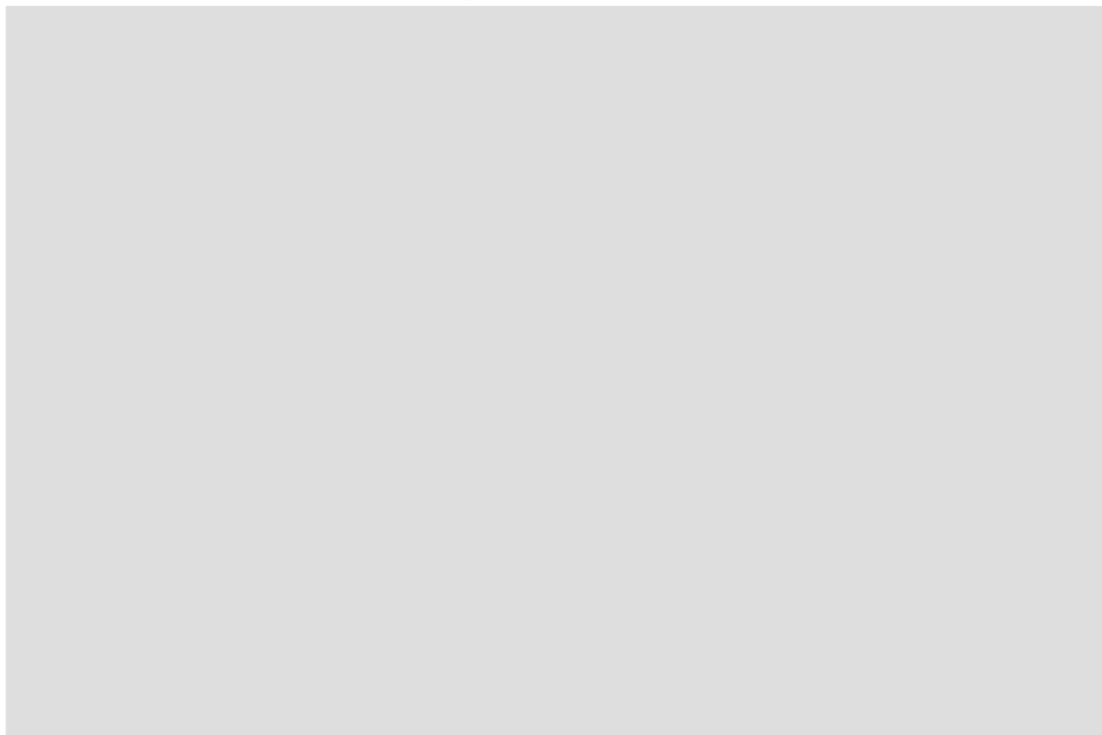


63

2

子ども虐待のリスク要因

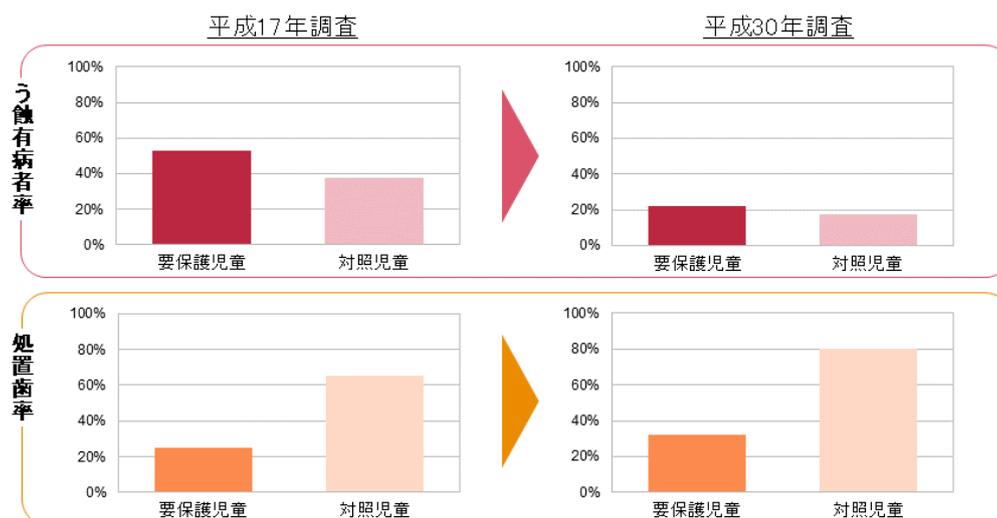
1. 子ども虐待のリスク要因



65

2. 要保護児童とむし歯

三重県と三重県歯科医師会による児童相談所での調査結果

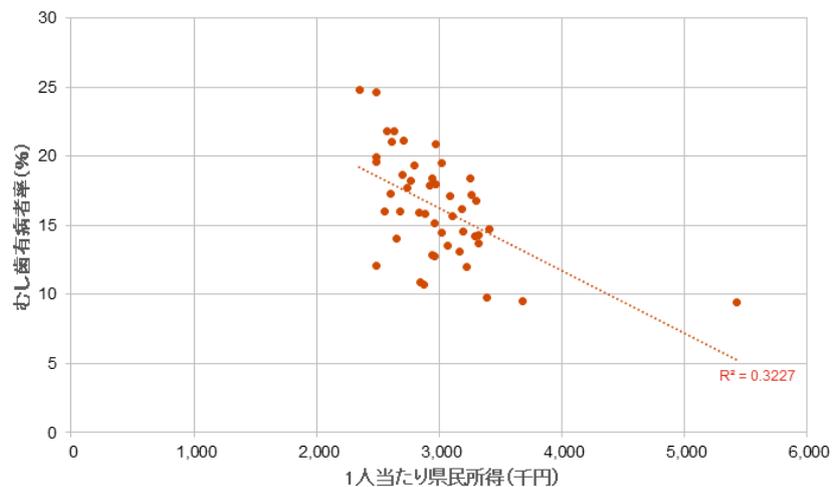


むし歯がある子どもの割合は低くなった。しかし、要保護児童では、相変わらず、むし歯が治療されていない。

出典： 歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援, 社団法人三重県歯科医師会 <https://www.dental-mie.or.jp/110/gyakutai.pdf> より転載、改変⁰

3. 貧困とむし歯

3歳児の都道府県別むし歯有病者率と県民所得(2017年)



所得が低いほど、むし歯がある子どもの割合が高い傾向がある。

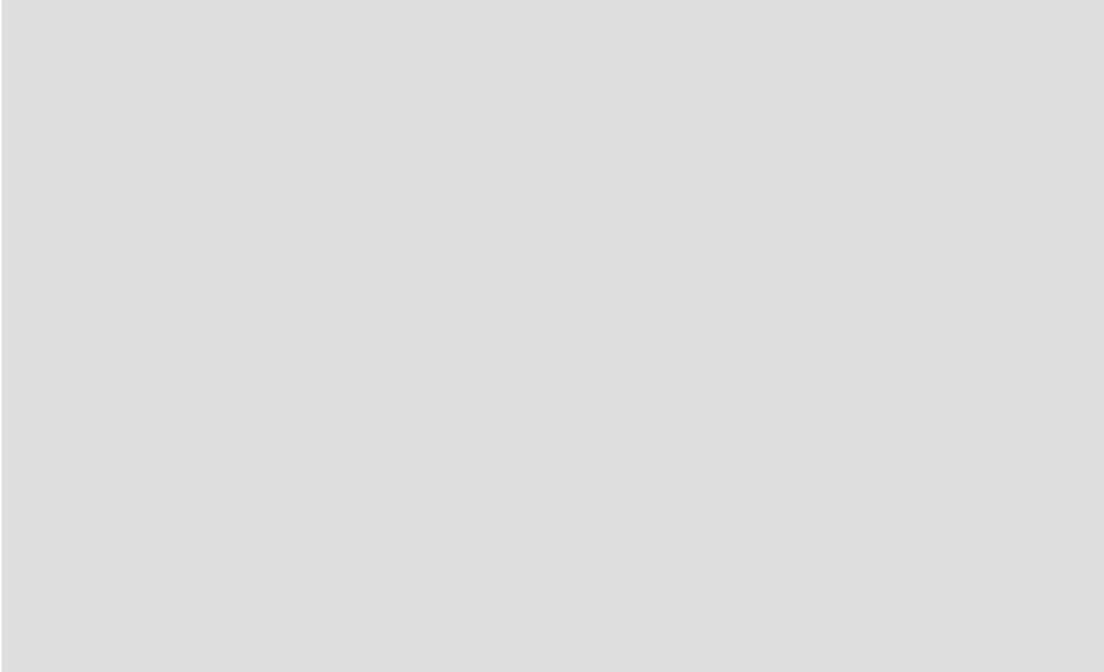
出典：国立保健医療科学院全国乳幼児歯科健診結果(3歳児歯科健診データ)<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/infantcaries.html>
内閣府県民経済計算 1人当たり県民所得(平成29年データ)https://www.esricao.go.jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_h28.html
より作図

67

3

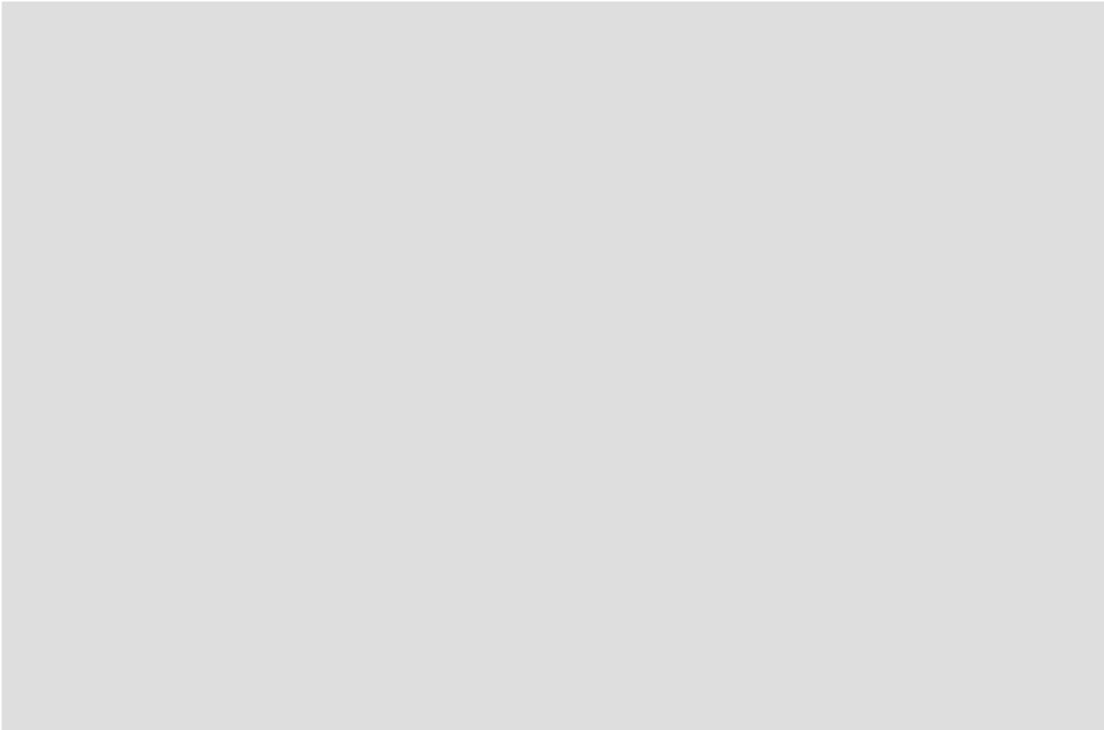
歯科医療従事者に
できること

1. 歯科医療従事者にできる虐待・マルチトメントへの対応



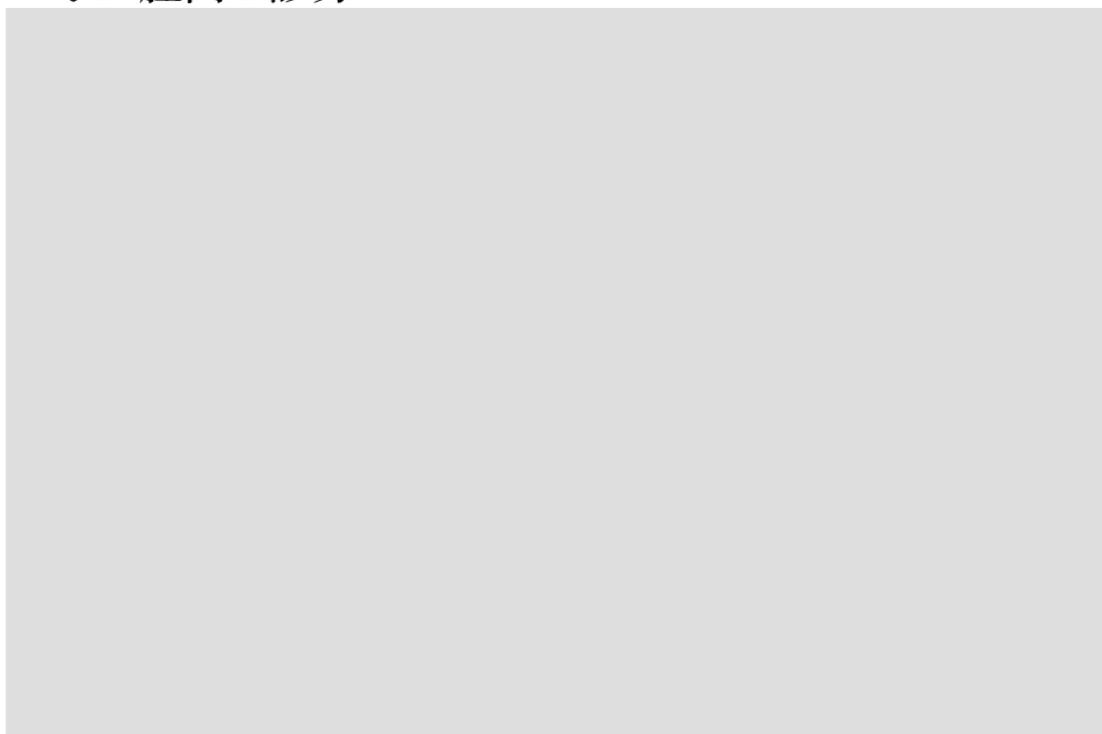
69

2. 健康診査時の対応例



70

3. 口腔内の診方



71

4. 虐待、ネグレクトの歯科所見と危険度



72

注意事項

- 本資料に掲載されている情報(以下「本情報」)は、令和3年3月31日時点における情報であり、その後の法改正または実務の変更等に基づく最新の情報を網羅的に反映しているものではありません。
- 本資料の内容、構成およびデザイン等は、予告なく変更または削除することがあります。
- 本資料は、PwCコンサルティング合同会社(以下「PwC」)が定める方法により事前に利用申請を行い、PwCの承諾を得た場合を除き、目的および手段のいかんを問わず利用することを禁止します。
- 本資料の内容に関する執筆者およびPwCの知的財産権は、著作権法およびその他関連法令により保護されています。執筆者およびPwCの事前の承諾なく、内容の変更、複製および公衆送信等の利用を行わないようお願いいたします。また、執筆者またはPwCが本資料をウェブサイト上へ掲載した場合でも、当該行為により、執筆者またはPwCによる本資料に関する知的財産権の譲渡または処分等が行われるものではありません。
- 本情報の提供は、医師や歯科医師による診療行為等の提供を行うものではなく、かつ確定的な法的判断等を提供するものではありません。内容にご不明な点などございましたら、医師および弁護士等の専門家にご相談ください。
- 本情報を提供するにあたり、PwCは、本情報の内容の正確性および確実性を何ら保証するものではありません。PwCは、本資料の読者および利用者が、本情報に依拠し、または本資料を利用することから生じるいかなる損害や損失についても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負うものではありません。

73

Thank you